

# 統務と経営

編集発行人税理士

#### 村 野 幸 司

事務所 〒639-2102 奈良県葛城市東室123番地1 TEL 0745(69)8282 FAX 0745(69)7377 自宅 0745(69)2174

ふじ

#### ◆ 5月の税務と労務

国 税/4月分源泉所得税の納付 5月10日

国 税/3月決算法人の確定申告(法人税·消費税等)

5月31日

国 税/9月決算法人の中間申告 5月31日

国 税/6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)5月31日

国 税/個人事業者の消費税等の中間申告(年3回

の場合) 5月31日

国 税/確定申告税額の延納届出による延納税額の納付5月31日

国 税/特別農業所得者の承認申請 5月16日

#### (皐月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日

	一月一	一火一	一水一	- 木 - 5 12 19 26	金	<b>•</b>
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	٠	٠	٠	•

5月31日 地方税/自動車税・鉱区税の納付

都道府県の条例で定める日



**申請による換価の猶予** 国税を一時に納付すると事業の継続又は生活の維持が困難な場合、「申請による換価の猶予」を利用できる場合があります。その国税の納期限から半年以内に所轄税務署長に申請を行い認められると、原則1年間に限り納税が猶予されます。また、その間の延滞税の軽減や、財産の差押えが猶予されます。

### 便利な国税の すの活用

心きは、 0 窓 通

在 なく、非対面で納税ができはそのような場所に出向く 代の変遷 の方法 と共 が

出

ム続 Τ

今回

それ

5

0)

納

付

方法に

7

確認 は、

していきま

す。

しかし、 て行われていま 。機関や税務署の ことなく、 増えています。 るキャッシュレス納付 に お常 いは

# インターネットバンキング等

A T M 始あ できます。 0) インターネットバンキングや、 届 5 ~ かじめ 出書 イジーに対応した金 を利用 0) 提出 e 利用 した電子 が必要です。 Т に a x 当 一たっては、 0) ,納稅 利用 融機 が 開 関

税システム)

e T a x

(国税電子申告・納

ダイ

レクト納付

きが可能 番号(パスワード) 契約、電子証明書は不要であり、 する方法です。 金 提 百口出 用 インターネットバ 光者識別 座 一融機関により かた から、 です。  $\Box$ (番号(ID)と暗 座 莂 即簡 利用できる金額時又は指定した問単な操作で預覧 異 のみ ンキングの なります。 で手 証 額 付た貯

ためには、事前にただし、この知 クト 必要となります。 クト納付利用届は金融機関に、 届 出書に 制 書で轄 度 を 税利 0 ダイ 提 務用 出 署 す がレ Z

は

コン、 ださい)。 ~ なお、 きもできます 利 a 用可 X ジにより、 スマートフォン 能 個 よりオ 人の 金融機 方に **(関をご確認く)** オンライン提 ンラインで (国税 限 から 庁の ŋ ホー e パ 手 1 ソ

#### ダイレクト納付手続の一般的な流れ

	① e-Taxの利用開始手続				
初回手続	② ダイレクト納付利用届出書の提出(複数の預貯金				
<b>于</b> 統	口座を利用する場合は、預貯金口座ごとにダイレク ト納付利用届出書を提出)				
	ト約17月1日由山音で佐山)				
申告	③ e-Taxで申告書等を作成・送信				
	④ メッセージボックスに格納された受信通知を確認				
	⑤ 今すぐ納付するか納付日を指定して納付するかを				
納付	選択し、口座引落し				
	⑥ メッセージボックスに格納された受信通知により、				

#### 3 振 替 納 税

を提出さ 得い 行う場合、事芸権税や消費税の 、と思い より納付する方法で することにより、 、ます 利 クト 用 が、 前に 0) さ ħ 申告を継続し 付 7 振替 同 人 11 様 0) る 位頼 方が所 方も  $\Box$ 座 す e 引 T

納付税額	決済手数料 (税込)
1円~10,000円	83円
10,001円~20,000円	167円
20,001円~30,000円	250円
30,001円~40,000円	334円
40,001円~50,000円	418円
NB + FIX - 40 000 FI	+ +71 ネフブし

以降も同様に10,000円を超えるごと に決済手数料が加算されます。

す。 か 払サイト」から、 ードを利用して がきに つ、 利 国 用 税 カー つき1 で ク きる į٠ レ ジッ 利 金 0 用可 納付する方 죔 0 クレ 1 は、 0 カ 能 方円 範囲 1 1 ジ ノットカ F 1 未満、 度 の手 法 内 お

引落しが完了したことを確認

なります。

クレジットカード納付

支

4

引 本 落 来 振 Τ きも a (しが先になるため、納税資の納付期限より1か月程度 替 X 納 備 可 13 に余裕ができます。: 先になるため、納穏 税を利 能 ょ です。 ŋ オ 用 ン L ラ た場 イン 合 で は

手

イトより 'n ١ カ I K お 支

数料が、 生するためご注意ください。限後に手続を行った場合には どは発生しません。しかし、も後になった場合でも延滞税 ば、 いて 寸. は、 料 一替払いを委託することに 7 クレジットカード納 、引落し日が法定納期限よりて納付手続が完了していれは、納付期限内にサイトにおクレジットカード納付につい ファイナンス株)に納 がかかります (前頁下 の届出 納付税額に応じた決 0) 方が納付受託 は必 表)。 になる は 発期な 手 0)

る口 ま は、 た、 要な方は金融機関 はできませんので、お間、クレジットカードによ、金融機関や税務署の窓 いようにしてください 付することにな することになり金融機関や税務行されませんの

## コンビニ納

で 納 コ K iz による 付 する方法です。 ビニエンススト があります。 付、バー コー Q R 7 K. 0) コー に 窓 ょ  $\Box$ 

(「Famiポート」端末設置店店舗のみ)、ファミリーマート店舗のみ)、ファミリーマートルローソン、ミニストップ(いルビーは、ローソン、ナチュランビニは、ローソン、ナチュラ 付へ託 Q す納者 R 舖 (1)する方法です。 のみ)となります。 納付を委託することにより納 (コンビニエンススト R 0) 1 ĸ 用 利用 で作 できるコ 成付 ĺ 付受した ァ

画面」及びe‐Taxで作成すニ納付用QRコード作成専用告書等作成コーナー」、「コンビわず、2時間いつでも「確定申わず、6時間にある。夜間休日を問している。 画ニ告わ ることができます。

> せ 画

場合は、 その利 e I T 崩 時 X 間 を 内に 利 用 限す

> ます)。 す。 ーコード (納付書) が出力されせることにより、端末から、「Famiポート」) に読み取 ます(払込金受領証 ビニの窓口で支払うことになり 丰 それに現金を添 スク端末(「Lop をコンビニ店 よう 作 成 派えて、 が発行され 力され p i み取 Q コン R Ļ ま バ 5 Þ

オンやタ **(PDF ファイル)をスマート** ることも可能です。 また、 面に表示して端末に読み取 ブレット端末に保存 作 成 L た Q R コ 1 Ĺ 6 フ K

円 30 を超える QRコードは万円以下となっており た ただし、 利用 できる金 付 0) 作 み **金** 30 額 とさ 成 で 万は

いは ドれ □できませ、 7 電い 子る た んネの一 で利 注 用 ジ 遠く すること ット カ

(2) バーコードによる納付納付税目、課税期間、申告区分、納付税目、課税期間、申告区分、できます。 払込金受領 窓  $\Box$ 証 で支払時に発行される 書 は 証 発 行 され 氏名 ませ **(**名

税務署から送付又は交付されたコンビニ納付専用のバーコード付納付書を使用し、コンビニ 方法です。利用できるコンビニ は左上表のとおりでする 原左則上

を印 め定し す。したがって、 入する箇所はありません 。したがって、納税者の方が印字して送付又は交付しま、税務署が確定した必要箇所した税額の納付書であるたりにが、 L

に 書は 用 コつ できる金額 ードによる き30万円 発行されま 納以は 下  $\bar{\lambda}$ 同様、 納付 とな 書1 ŋ 払領

#### バーコード納付書 利用可能コンビニ くらしハウス

スリーエイト

生活彩家

セイコーマート セブンイレブン

デイリーヤマザキ ナチュラルローソン

ニューヤマザキ デイリーストア

ファミリーマート

ヤマザキスペシャル

パートナーショップ

ローソンストア100

ヤマザキデイリーストア

ポプラ

ミニストップ

ローソン

#### 税金クイズ

戦時下の昭和17年3月1日に創設 された国税がありますが、その税金と は何でしょうか?

①牛馬税 ②馬券税 ③乗馬税

#### 【解説】—

現在では、日本中央競馬会(JRA)が日本中央競馬会法に基づき、売上の10%と、利益の1/2を国庫へ納付していますが、その歴史は、馬券税法に遡ります。

馬券税法は、昭和16年12月24日から開かれた第79回帝国議会を経て、昭和17年3月1日より施行されました。馬券税を納めていたのは、競馬法に基づいて開催される競馬の開催者、あるいは軍馬資源保護法に基づいて開催される鍛練馬競走の開催者でした。

馬券税法が施行された昭和17年も競馬

の人気は高く、「主税局統計年報書」によれば、競馬は全国12か所で開催され、昭和17年の売上が約1.7億円、翌18年には約2億円と増加しています。

競馬等の開催者は、馬券税法が施行される前は、売上の11.5%を政府納付金として国に納付し、その残りから馬券の購入者に払い戻し(払戻金)を行っていました。馬券税法が施行されると、この政府納付金のほかに、馬券税として売上の7%と、払戻金のうち20%を国に納付することとなりました。

その後、戦争の影響で競馬の開催がなくなるなどの影響を受け、馬券税は昭和20年8月1日に課税を停止、翌21年9月1日から再開したものの、昭和23年7月19日に施行された新競馬法により廃止となりました。

- 正解は、②馬券税でした。

#### 世界の 独身税 税 金 (ブルガリア)

ブルガリアでは1968年~1989年の期間、独身の人から、収入の5%~10%の税金を徴収する「独身税」が導入されていました。

当時のブルガリアは少子化による労働力不足が深刻な社会問題となっていたため、独身者に税金を課すことで、結婚・出産を促すインセンティブとして創設された税金でした。

しかしながら、実際には独身税の導入によっても期待した効果は上がらず、むしろ同税が導入されていた期間の出生率は2.18%から1.86%に低下したともいわれています。また、独身税を回避するために偽装結婚の増加を助長させる等の批判もあり、導入後21年で廃止となりました。

#### KEY WORD 帳簿書類等の保存期間

法人は、帳簿を備え付けてその取引を記録するとともに、その帳簿と取引等に関して作成又は受領した書類を、税法上、その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間保存しなければなりません。

「帳簿」には、例えば総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳などがあり、また、「書類」には、例えば棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書などがあります。

7年間の保存期間については、青色申告書を提出した事業年度で欠損金額(青色繰越欠損金)が生じた事業年度又は青色申告書を提出しなかった事業年度で災害損失欠損金額が生じた事業年度においては、10年間(平成30年4月1日前に開始した事業年度は9年間)となります。

帳簿書類の電子保存については、国税庁 ホームページをご確認ください。